

長野県下伊那地方事務所告示第101号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成15年7月22日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成15年8月7日

長野県下伊那地方事務所長 三木正夫

名 称	住 所
みなみ信州農業協同組合伊賀良支所	飯田市北方3852番地22
みなみ信州農業協同組合殿岡支所	飯田市上殿岡675番地5
みなみ信州農業協同組合桐林支所	飯田市桐林1066番地1
みなみ信州農業協同組合高森支所	下伊那郡高森町下市田2786番地
みなみ信州農業協同組合山吹支所	下伊那郡高森町山吹3673番地
みなみ信州農業協同組合田村支所	下伊那郡豊丘村神稲3120番地

会 計 課

選告示第34号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

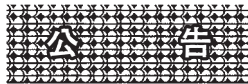
平成15年8月7日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「軽費老人ホーム望月悠玄荘	北佐久郡望月町大字望月字井戸1,730-1」を
「軽費老人ホーム望月悠玄荘	北佐久郡望月町大字望月字井戸1,730-1
特別養護老人ホーム結いの家	北佐久郡望月町大字望月326-4」に、
「特別養護老人ホーム りんごの郷	長野市大字穂保字町浦207-1」を
「特別養護老人ホーム りんごの郷	長野市大字穂保字町浦207-1
特別養護老人ホーム尚和寮	長野市松代町東条94-1」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 申請のあった年月日
平成15年7月28日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 宅老所 花・HANA
- 代表者の氏名
五反田 泰子
- 主たる事務所の所在地
北安曇郡松川村5721番地1269
- 定款に記載された目的
この法人は、障害者が地域で自立生活が出来る社会の実現を図るために、障害者の自立生活に関する事業や障害者、高齢者が暮

らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 申請のあった年月日
平成15年7月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ACT
- 代表者の氏名
元村 幸時
- 主たる事務所の所在地
北安曇郡白馬村大字北城2809番地1
- 定款に記載された目的

この法人は、雪崩災害救助及び雪崩事故防止に関する事業を行い、国民の冬山での安全に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 在宅介護支援蓼科ハウス
- 3 代表者の氏名
中谷真里子
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市豊平泉768番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域において高齢者、障害者等日常生活で困難を抱える市民に対して、福祉サービスの提供を行うことによって、だれでもが住みやすい社会の創造に努めることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 岡谷北店
岡谷市赤羽3-7658-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①-1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
①-2		
①-3		
①-4		午前8時30分から 午後9時まで

- 4 変更する年月日
平成15年8月1日
- 5 届出年月日
平成15年7月23日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年8月7日から平成15年12月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月7日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 更埴粟佐店
更埴市粟佐1201ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
①-1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
①-2		
①-3		

- 4 変更する年月日
平成15年8月1日
- 5 届出年月日
平成15年7月24日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年8月7日から平成15年12月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年8月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 かなえ店
飯田市鼎下山550ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後9時
(有)カイエー	午前10時	午後7時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時
(有)カイエー	変更前と同じ	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
①-1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで

- 4 変更する年月日
平成15年8月1日
- 5 届出年月日
平成15年7月22日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年8月7日から平成15年12月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産業振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年8月7日

長野県工科短期大学校長 大 竹 勉

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等及び数量
パーソナルコンピュータ 一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成15年10月14日から平成16年3月31日まで
 - (4) 借入場所
長野県工科短期大学校
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字下之郷813-8(郵便番号 386-1211)

長野県工科短期大学校 総務課

電話 0268(39)1111

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月17日 午前11時00分

イ 場所 長野県工科短期大学校 セミナーハウス

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年9月16日 午後5時

イ 場所 上田市大字下之郷813-8(郵便番号 386-1211)

長野県工科短期大学校 総務課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Personal computer 1 Set

(2) Lease Duration:

From October 14, 2003 until March 31, 2004

(3) Contact place for information about the tender:

Description/ conditions/ and other inquiries:

Nagano Prefectural Institute of Technology

813-8 shimonogo Ueda City Nagano Prefecture

TEL: 0268-39-1111

(4) Time and place for the tender:

Time: 11:00 AM September 17,2003

Place: Seminar House, Nagano Prefectural Institute of Technology

(5) Time limit for tender by mail and the delivery point:

Time: 5:00 PM September 16,2003

Place: General Affairs Division, Nagano Prefectural

Institute of Technology

813-8 shimonogo Ueda City, 386-1211

産業活性化・雇用創出推進局

公告

平成15年7月30日、更級郡大岡村による根越地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年8月7日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

土地改良課

公告

須坂市による相之島地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年8月7日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年8月8日から9月4日まで

3 縦覧の場所

須坂市役所

土地改良課

公告

上伊那郡伊那土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年8月7日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木 良知

理事

新任

氏 名 住 所

木下 厚 上伊那郡南箕輪村1373番地

篠田 陸雄 伊那市大字伊那部5289番地

重任

氏 名 住 所

内山 恒人 上伊那郡箕輪町大字中箕輪12334番地

三澤一徳 伊那市大字福島1090番地
浅野忠彦 上伊那郡箕輪町大字三日町1645番地1
有賀久 上伊那郡南箕輪村4982番地

退任

氏名 住所

宮下成治郎 伊那市大字伊那部5124番地
征矢良平 上伊那郡南箕輪村3814番地

監事

新任

氏名 住所

木村昌美 上伊那郡箕輪町大字三日町1844番地1
井口篤 上伊那郡南箕輪村4243番地

重任

氏名 住所

平澤正弘 伊那市大字伊那部7579番地

退任

氏名 住所

倉田九兵衛 上伊那郡南箕輪村4332番地
矢萩進 上伊那郡箕輪町大字中箕輪12432番地

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月7日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1(1) 許可番号

平成15年4月18日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字雲場橋際上1248-2、字雲場川端下1201-2、字雲場橋東下369-2、字中谷地川上374-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区道玄坂1-21-2

東急不動産株式会社 代表取締役 植木正威

2(1) 許可番号

平成15年5月12日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字俣田2691-5の内、2693-2の内、2697、2699-1、2699-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北佐久郡軽井沢町中軽井沢3033-1

大同興業株式会社 代表取締役 市村孝雄

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月7日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

1 許可番号

平成15年7月3日 長野県上小地方事務所指令15上小地建第12-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上田市大字住吉字籠田378-1、378-11、378-15、378-16、379-1の内、379-7、379-8の内、380-20、380-21、380-23の内、383-28、383-29、383-30

(第一工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上田市大手1-11-16

上田市土地開発公社 理事長 田口邦勝

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月7日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内生義

1 許可番号

平成14年10月24日 長野県諏訪地方事務所指令12諏地建第16-14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市玉川字浦久保3820、字頭無3821-1の内、字北ノ久保6550-1の内、6551-1の内、6551-2、6552の内、6562の内、6563、6564-1の内、6574-3の内、字川久保6567-3の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茅野市仲町24-4

諏訪みどり農業協同組合 代表理事 小林隆

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により
許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月7日

長野県松本地方事務所長 高見沢賢司

1(1) 許可番号

平成15年6月24日 長野県指令14建第30-30号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字大門字桔梗ヶ原1079-274

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡大井町鶴ヶ岡3-14-38 山下忠孝

2(1) 許可番号

平成15年7月4日 長野県指令15建第1-4号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字豊科5497-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡豊科町大字豊科5768-4

堀 勝彦・堀 蘭子

3(1) 許可番号

平成15年6月16日 長野県松本地方事務所指令15松地建第24-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東筑摩郡山形村字北野尻8193、8193-3の内、8194、8195、8196、8197、8198、8199、8200、8201、8212、8213、8214、8215、8216、8217、8218、8219、8220

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市笹賀7600-51

株式会社ケーター 代表取締役社長 花村 幸孝

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年8月7日

長野県長野地方事務所長 金井 範夫

1 許可番号

平成15年4月25日 長野県指令14建第31-16号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字小布施字伊勢裏1369-6、1370-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字小布施981 唐 沢 邦 武

建築管理課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年8月7日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

名称	所在地	指定年月日
北澤土建株式会社	小県郡武石村大字沖471番地1	平成15年7月31日
石山工業	上田市大字上田原657番地31	平成15年7月31日
有限会社サクラメンテ	小県郡丸子町大字東内2432番地	平成15年7月31日
中央水道設備株式会社	佐久市大字中込3679番地10	平成15年7月31日
丸山設備	長野市大字北堀461番地1	平成15年7月31日
中野土建株式会社	中野市西二丁目5番11号	平成15年7月31日

水道課